

京都市告示第618号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条の規定に基づき、建築基準法第42条第2項に規定する道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第4条の規定に基づき告示します。

また、これにより、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路（昭和34年11月1日京都市告示第232号）の指定を取り消しましたので、併せて告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成27年3月18日

京都市長 門川大作

1 承認及び取消事項

指定番号	指定年月日	道路の種類	道路の幅員	道路の延長	道路の位置
第5933号	平成 27.3.12	建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路	メートル 4.00	メートル 175.49	京都市東山区三条通大橋二丁目59, 59-1, 66-6, 66-7, 66-8, 66-9, 66-10, 66-11, 66-12, 66-13, 66-18

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までは除く。）

（都市計画局建築指導部建築指導課）